

# 令和6年度事業報告

社会福祉法人 あせんぶるおーる  
令和6年4月～令和7年3月

社会福祉法人あせんぶるおーるは、「就労支援センターあっぷでーと」として就労移行支援事業および就労定着支援事業を、「自立支援センターせっとあっぷ」として自立訓練(生活)事業を実施しています。各事業の内容について、下記の通りご報告いたします。

## 1. 就労移行支援事業（定員14名）～就労支援センターあっぷでーと～

就労移行支援事業は、就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。就労支援センターあっぷでーとでは、「必要な訓練」として、作業訓練、施設外就労、面談、学習会、ソーシャルスキルトレーニング、認知行動療法、感情コントロールの学習、職場見学、職場実習等を実施しました。さらに、養護学校等二年生在籍者に対し「進路の参考としていただくための就労アセスメント」また、今後就労を希望する方に対しての「就労アセスメント」を実施しています。アセスメントはそれぞれの利用者の実態に合わせて柔軟な来所設定を行い、事前面談～今後の取り組みを提案する反省会までとなります。

実施状況		比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓 練 開 所 日 数		前年度	22	23	22	23	24	22	23	22	23	22	21	23	270
		今年度	21	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	268
正 式 訓 練 生 数		前年度	9	9	8	8	9	9	8	8	9	9	9	14	109
		今年度	12	14	13	14	13	11	11	13	14	13	13	15	156
利 用 率 (小数点以下切り捨て)		前年度	52%	52%	50%	54%	42%	57%	54%	54%	53%	56%	61%	78%	71%
		今年度	84%	85%	85%	90%	82%	72%	73%	82%	80%	80%	85%	85%	82%

実施状況	比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アセスメント利用者数	前年度	4	8	10	8	7	5	6	10	5	3	6	6	78
	今年度	3	3	4	6	2	1	4	9	9	5	4	3	53
正式+アセスメント延べ利用者数	前年度	168	197	227	212	213	206	186	223	195	194	238	272	2531
	今年度	233	272	272	299	267	226	260	294	316	274	253	261	3227
利 用 率 (小数点以下切り捨て)	前年度	59%	65%	76%	71%	67%	67%	65%	75%	62%	64%	84%	90%	71%
	今年度	89%	92%	95%	106%	88%	74%	82%	102%	100%	91%	97%	92%	92%
施設外(延べ人数)	前年度	22	46	52	48	49	36	14	45	14	33	16	48	423
	今年度	19	55	61	69	49	41	23	55	22	43	15	51	509
ソーシャルスキルトレーニング(延べ人数)	前年度	14	16	17	7	8	10	13	14	8	8	8	8	131
	今年度	7	10	10	13	10	9	9	11	11	7	8	9	114
面談(延べ人数)	前年度	13	13	10	13	12	14	18	17	22	19	17	20	188
	今年度	21	20	18	19	13	18	16	20	20	19	19	17	220
学習会(延べ人数)	前年度	8	7	7	5	6	7	6	8	7	9	9	11	90
	今年度	9	10	12	11	12	10	11	12	12	12	0	19	130
グループワーク(回数)	前年度	9	9	10	10	7	9	5	5	4	5	5	4	82
	今年度	0	3	5	3	2	4	5	4	3	4	6	5	44
グループワーク(延べ人数)	前年度	16	21	22	21	16	22	13	17	15	18	18	14	213
	今年度	0	11	16	9	8	12	16	16	12	14	18	17	149

\* グループワークとは「感情認識トレーニング (The CAT-kit)」「はしごろうこうの会 (集団認知行動療法)」「アローラの会 (小集団でのコミュニケーションの学習)」「くまの会 (お金についての学習会)」の総称です。個別で認知行動療法や CAT-kit を行っている方は面談の中にカウントされています。

\* 令和4度から就労移行支援事業は14名です。

## 2. 自立訓練(生活)事業 (定員 6名) ~自立支援センターせっとあっぷ~

自立訓練(生活)事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定める期間において、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。せっとあっぷでは、就労したいという気持ちは漠然とあるけれど、長年自宅におり家を出る習慣がない方、障害の特性上、一般的なマナーやルールを学ぶことに時間が掛かる方などを主にしています。施設内で行う作業訓練からのスタートとしていますが、本人が通えるようになってきた時点で個別の取り組みを実施しています。

実施状況		比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訓練開所日数	前年度	22	23	22	23	24	22	23	22	23	23	22	21	23	270
	今年度	21	23	22	23	23	22	23	22	23	23	23	20	23	268
正式訓練生数	前年度	10	10	10	11	11	11	11	11	9	8	8	7		117
	今年度	11	11	11	10	10	11	10	9	9	9	9	10		120
利用率 (小数点以下切り捨て)	前年度	106%	105%	111%	116%	123%	125%	108%	103%	87%	88%	93%	77%		103%
	今年度	125%	125%	121%	110%	96%	106%	110%	100%	78%	80%	83%	83%		101%
ソーシャルスキルトレーニング (延べ人数)	前年度	7	5	5	5	5	11	7	6	5	5	5	4		70
	今年度	6	6	6	4	5	5	5	5	4	4	4	3		57
面談 (延べ人数)	前年度	21	15	17	20	22	15	24	18	19	16	15	16		218
	今年度	26	23	19	21	16	19	21	17	18	19	17	16		232
学習会 (延べ人数)	前年度	6	7	6	8	7	9	7	5	4	4	5	4		72
	今年度	5	8	6	6	6	6	6	5	4	0	9			67

\*自立訓練事業に関しても個別支援計画は3ヶ月に1回の見直しを実施していますが取り組みの日数が少ないためケース会議については6ヶ月に一度実施します。

\*当初想定していたとおり、自立訓練でトレーニングを積んだ後、就労移行支援事業所に転籍するパターンの利用になった方もおられます。ですが、「一般企業」の就労のみならず、本人の特性や状況を鑑みて福祉サービスも進路の選択肢となります。

### 3. 学習会とソーシャルスキルトレーニング（SST）の内容

学習会の内容と、ソーシャルスキルトレーニング<sup>1</sup>の内容は以下の通りです。①は比較的認知の高い方、②は知的障害の方が中心です。

月	学習会	ソーシャルスキルトレーニング
令和6年4月	体育館で運動	② 職員に声を掛けるタイミング ① 会話を終わらせる
〃 5月	フラワーアレンジメント体験	② ミスをした時 ① 否定せずに聞く
〃 6月	福祉サービスについて学ぶ	② 場面に合わせた声の大きさで話す ① 優しい言い方
〃 7月	ローザンベリーでパン作り体験	② 作業で協力する場面 ① 相手に謝られたときの返し方
〃 8月	消費生活センター	② 相手の都合を聞いて話す ① ミスを認める
〃 9月	BBQ(OB会)	② 遅れたときに謝る ① キャッチセールスを断る
〃 10月	名古屋港水族館へお出かけ	② 遅刻・欠勤したときに連絡を入れる ① 忙しい相手に声かけをする
〃 11月	アウトレットでお買い物	② 名前を呼ばれずに声を掛けられたとき ① 名前を呼ばれずに声を掛けられたとき
〃 12月	インサイドヘッド2鑑賞会	② 質問・報告のやり方 ① ミスを発見したときの報告のしかた
令和7年1月	自転車マナーと護身術	② 共有物が無くなったときの声かけ ① 状況を説明する

〃 2月	※天候不良の為延期	② 指示の受け方 ① 分かりにくい説明をされたとき
〃 3月	OB に仕事の話を聞こう ヨガ (デフラグ)	② 褒められたときの返答 ① 親切にされたときの返し方

\*学習会は就労移行支援事業の利用者、自立訓練事業の利用者が共同で行います

\*ソーシャルスキルトレーニングは個人の状況を見極め、自立訓練事業の方にも参加していただくことがあります。

#### 4. 就職活動の状況

実施状況	比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ハローワーク訪問	前年度			1			1		2		2		6	
事業所見学	今年度		1	1		1		1	1	2	2	1	9	
実習（人數）	前年度			1	1		1			1	1		5	
	今年度	1	1		2		1	1		1	1	1	4	
実習支援（延べ日数）	前年度			1	8		10			5	7		31	
	今年度	11	2		15		10	9		11	3	10	28	
就職者	前年度	1	2		1		1		1				6	
	今年度		1		1		1				1	2	6	

\*就職者は雇用契約後「6ヶ月経過した月」にカウントを修正しました。トライアル雇用の場合は、トライアル終了後6ヶ月の月です。

## 5. ジョブコーチ支援事業（訪問型職場適応援助者事業）

令和4年1月に高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施している、訪問型職場適応援助者事業の助成金受給資格認定申請書を提出し、就労定着支援事業の契約を行うまでの間、滋賀障害者職業センターに承認頂いた「訪問型職場適応援助者支援計画書」を元にして職場訪問を実施しています。

開始年月	終了年月(予定)	支援対象者	支援事業所所在地
令和5年10月	令和6年6月	F.Yさん	米原市
令和5年10月	令和6年4月	T.Yさん	彦根市
令和5年11月	令和6年7月	S.Mさん	長浜市
令和5年12月	令和6年6月	N.Eさん	米原市
令和6年8月	令和7年1月	I.Aさん	米原市
令和6年9月	令和7年2月	T.Rさん	米原市
令和6年9月	令和7年2月	S.Kさん	米原市
令和6年12月	令和7年6月	Y.Aさん	米原市

2～5回/1ヶ月の訪問が基本です。万が一、不適応状況になりかけた場合でもジョブコーチ支援事業のおかげで迅速に訪問が可能となりました。また、引き継いだ機関が対応しきれない就労定着支援事業終了後の状況変化に対しても再度の支援を認めていただけました。ただし、トライアル雇用や実習がない公共団体の支援にはこの制度は使えません。基本は6ヶ月間ですが、精神障害者福祉手帳所持者の場合は最大9ヶ月可能です。

## 6. 就労定着支援事業

就労定着支援事業は、平成30年4月から新たに個別契約の事業として国が定め、あっぷでーとでもこの事業を実施しているところです。

就労定着支援後の定着支援をどのように行うのかが今後の課題です。

実施状況	比較	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
契約者数	前年度	17	19	19	19	19	17	15	14	14	14	14	14	196
	今年度	14	15	14	15	15	16	14	14	13	13	13	15	171
職場訪問	前年度	17	20	19	19	19	16	14	14	13	13	18	21	196
	今年度	20	23	20	20	16	17	16	14	11	11	13	20	201

面談実施	前年度	14	12	12	8	10	10	8	9	15	8	9	6	121
(回数)	今年度	8	8	8	8	11	8	7	7	7	6	6	8	92
OB会述べ参加者	前年度							18						18
(デカグ)	今年度							14					13	27

## 7. 日中一時支援事業

昨年度より、高校生を対象とした日中一時支援事業をスタートしております。湖北圏域にも預かりを中心とする放課後等デイサービスは多数ありますが、あっぷでーとで行っているような社会技能訓練 SST を子ども達にも実施して欲しい、という話も頂いており「人に対しての適切な関わり方を知ることを中心に社会技能訓練（SST）を実施することとしました。定員は 5 名程度ですが、学校生活での困りごとや将来就労する際に必要となることなどを学んでもらう機会としています。また、日中一時支援事業を通じてあっぷでーとを知ってもらい、将来就労移行支援事業を利用する動機にもつながることを期待しています。また、スマホでも参加申請が行えるように工夫し、保護者の方にも見てもらえるよう、実施内容は LINE でホワイトボードの写真や報告書をアップしています。

令和5年度			令和6年度		
開催月	テーマ	人数	開催月	テーマ	人数
4月	-		4月	初めて会った人に自己紹介する	2
5月	-		5月	電話で休みを伝えるとき	2
6月	-		6月	返事をする/相づちをうつ	2
7月	-		7月	作業で失敗したとき	2
8月	-		8月	知り合いからの誘いを丁寧に断る	2
9月	授業中に体調が悪くなったとき	5	9月	キャッチセールスを断る	3
10月	「分かりません」という	5	10月	お金を貸しても良いときは？	3

11月	人にものを頼む	3	11月	お金を貸してはいけないときは？	4
12月	「怒られそう」と思ったとき	2	12月	話しやすい話題から会話を始める	6
1月	先生や親に反論したくなったとき	5	1月	相手の話の流れにそって話す	6
2月	誘いを断る	2	2月	話が終わるタイミングを考える	5
3月	困ったときに相談する	4	3月	自分の感情がたかぶっているとき	6

## 8. 職員配置

それぞれの事業に関しての職員配置は以下の通りになります。就労定着支援事業に関しては定員という考え方ではなく、契約者数に対して人員の配置基準を満たすことが必要です。ジョブコーチ（4名）在籍…就労定着支援員と兼務となります。

就労移行支援事業(14名)	管理者	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員
常勤(常勤換算)	1	1	3 (1.11)	3 (1.00)	4 (1.24)
非常勤(常勤換算)			1 (0.12)		
就労定着支援事業	管理者	サービス管理責任者	就労定着支援員		
常勤(常勤換算)	1	1	5 (0.50)		
自立訓練(6名)	管理者	サービス管理責任者	生活支援員		
常勤	1	1	5(1.23)		

## 9. 研修や会議の参加

2年という限られた期間の訓練で効果的に職業準備訓練が実践できるように、職員の資質向上に努めています。より深く障害特性を知る研修や技術習得のための研修、一般的な就労支援の知識を得る研修等に参加致しました。また、自立支援協議会が開催する会議等に参加しています。

### 1. 研修

月	研修名	主催者	参加人数
令和6年4月	自立支援協議会 学齢期班	湖北自立支援協議会	1
〃 6月	障害者就労ネットワーク事業 第一回 Plus らぼ見学(草津)	滋賀県	1 3
〃 8月	第40回特別支援教育進路フォーラム 職場適応援助者フォローアップ研修(職場適応援助者養成研修修了者サポート研修)	滋賀県高等学校等進路指導研究会 滋賀障害者職業センター	1 3
〃 9月	職場適応援助者フォローアップ研修(各種研修修了者サポート研修) ステップアップ推進班	滋賀障害者職業センター 湖北自立支援協議会	2 1
〃 10月	ナビゲーションブックの活用 令和6年度第二回意思決定支援と虐待防止に関する研修会	滋賀障害者職業センター 全国障害者総合福祉センター	1 1
〃 11月	第3回就労支援セミナー「ストレスとの付き合い方」 アンガーマネジメント研修 虐待防止研修 普通救命講習 I 令和6年度知的障害者等支援にかかる研修会【応用編】 第4回就労支援セミナー「うつ病、双極性障害の基礎知識と医療機関との連携」	滋賀県障害者職業センター アンガーマネジメント・ヤハソ 長浜米原自立支援協議会 米原社会福祉協議会 滋賀県立精神保健福祉センター 滋賀県障害者職業センター	1 1 1 2 1 1
〃 12月			
令和7年1月	心理職としてのアイデンティティの危機と当事者性	(株)心理オフィスK	1

	学びの作業所連絡会 職場適応援助者フォローアップ研修(各種研修修了者サポート研修) 障害のある人の質の高い就労生活を実現するための就労定着支援実践セミナー	専攻科滋賀の会 滋賀県障害者職業センター 高松大学発達科学部	1 1 6
〃 2月	サビ児管指導者養成研修・専門コース別研修のフォローアップを兼ねた就労支援スキルアップ研修 (2days)	全国障害者総合福祉センター	1
〃 3月	令和6年度滋賀県コース別研修 就労支援 令和6年度 就労選択支援に係る事業報告会 (WEB) 令和6年度就労移行支援促進事業「就労選択支援について考える意見交換会」	滋賀県障害者自立支援協議会 厚生労働省障害保健福祉部 滋賀県社会就労事業振興センター	1 1 3

## 2. 会議、研修講師等の参加

月	会議名
令和6年4月	ステップアップ推進班 コア会議
〃 5月	伊吹分教室打ち合わせ会議 (2年時就労アセスメントについて) 湖北圏域就労支援事業所等連絡会 就労選択支援プロジェクト会議
〃 6月	就労選択支援プロジェクト会議 自立支援協議会 ステップアップ分科会 滋賀県自立支援協議会 サビ児管基礎研修 (ファシリテーター) オハナ研修 (講師参加)
〃 7月	オレンジスマイル (SST 講師参加) 就労選択支援プロジェクト会議 山東民生委員見学対応
〃 8月	自立支援協議会 ステップアップ分科会コア会議

	就労選択支援プロジェクト会議
	自立支援協議会部会 ステップアップ分科会
〃 9月	伊吹分教室生徒見学対応
	就労選択支援プロジェクト会議
〃 10月	就労選択支援プロジェクト会議
	自立支援協議会 ライフステージ専門性部会
	自立支援協議会 専門部会 学齢期班
〃 11月	自立支援協議会 ライフステージ専門性部会
	就労選択支援プロジェクト会議
	自立支援協議会 ステップアップ分科会コア会議
〃 12月	自立支援協議会 専門部会 学齢期班
	就労選択支援プロジェクト会議
	自立支援協議会部会 ステップアップ分科会
令和7年1月	障がいのある人のための就労・定着支援の実際(米原市発達支援センター主催/講師) 就労選択支援プロジェクト会議
〃 2月	就労選択支援プロジェクト会議
	自立支援協議会部会 ステップアップ分科会
〃 3月	自立支援協議会 全体会議

## 10. 就労選択支援事業について

令和7年10月から「就労選択支援事業」という新たな福祉サービスがはじまります。これまで実施している就労アセスメントをベースに、より「本人と協同した」アセスメントを実施すること、その先の進路に関する部分まで継続的に関わることを努力義務とされています。（訓練等給付の対象は受給者証〈1～2ヶ月〉の範囲内、本人との関わりのみ）現在、自立支援協議会の就労選択支援プロジェクトにて、湖北圏域の就労選択支援事業のアセスメントの基準を明確に統一すること、アセスメントの終了後の支援の流れについて協議しています。また、事業所としては今後指定申請に向け、7月には県と協議を依頼する予定です。

### 事業の目的

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供を含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用者一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

定 員 10人以上

人 員 配 置 就労選択支援員の人員配置 15:1 以上  
就労選択支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要、サービス管理責任者の配置は求めない

就労選択支援員の要件 就労選択支援員養成研修を終了していること。

\*就労選択支援員養成研修の受講要件は、障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること。

職 員 配 置 管理者、就労選択支援員

<実施にあたり>

就労選択支援員については、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に参入できるものとする。